

東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第39条第2項の規定により学部学生及び大学院学生の授業料 <u>及び</u> 入学料の免除及び徴収猶予 <u>並びに</u> 寄宿料の免除については、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)及びその他関係法令等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第20条 授業料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予に <u>かかる</u> 授業料を納付しなければならない。</p> <p>(授業料の分納)</p> <p>第21条 特別の事情がある場合は、授業料の月割分納を許可することがある。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付しなければならない。<u>ただし、休業期間中の分は、当該休業期間の開始前に納付するものとする。</u></p> <p>(徴収猶予の手続き)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の願い出があった場合は、入学料免除の手続きに準じて選考の <u>うえ</u>、学長がこれを許可する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第39条第2項の規定により学部学生及び大学院学生の授業料、<u>入学料</u> <u>及び</u> <u>寄宿料</u> の免除及び徴収猶予については、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)及びその他関係法令等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第20条 授業料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予に <u>係る</u> 授業料を納付しなければならない。</p> <p>(授業料の分納)</p> <p>第21条 特別の事情がある場合は、授業料の月割分納を許可することがある。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付しなければならない。</p> <p>(徴収猶予の手続き)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の願い出があった場合は、入学料免除の手続きに準じて選考の <u>上</u>、学長がこれを許可する。</p> <p>4 (略)</p>	

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(免除の取り消し) 第 42 条 授業料の免除、徴収猶予(月割分納を含む。)又は寄宿料の免除の許可を受けた者について願い出書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、学長は、教育・学生生活委員会の議を経て、許可の日に遡ってこれを取り消し、授業料についてはその全額を、寄宿料については未納の分を直ちに納付させる。</p>	<p>(寄宿料の徴収猶予) 第 42 条 寄宿料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合にこれを許可する。</p> <p>(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であると認められる場合</p> <p>(2) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合</p> <p>(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>第 43 条 前条の寄宿料徴収猶予の許可を受けようとする者は、別紙様式による寄宿料徴収猶予願を、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。</p> <p>第 44 条 前条の願い出があった場合は、授業料の免除の場合の手續に準じて選考の上、学長がこれを許可する。</p> <p>第 45 条 徴収猶予を申請した者に係る寄宿料については、その徴収猶予の判定期間中は、徴収を猶予する。</p> <p>第 46 条 寄宿料徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該年度を超えることはできない。</p> <p>第 47 条 寄宿料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予に係る寄宿料を納付しなければならない。</p> <p>(免除の取り消し) 第 48 条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月額分納又は寄宿料の免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者について願い出書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、学長は、教育・学生生活委員会の議を経て、許可の日に遡ってこれを取り消し、授業料についてはその全額を、寄宿料については未納の分を直ちに納付させる。</p>	
---	--	--

<p>2・3 (略) (免除の申請の制限) 第<u>43</u>条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2・3 (略) (免除の申請の制限) 第<u>49</u>条 (略)</p> <p><u>別紙様式</u> <u>寄宿料徴収猶予願</u> [別紙参照]</p> <p><u>別紙様式</u> <u>寄宿料徴収猶予許可書</u> [別紙参照]</p>	
--	---	--

附 則 (令和2年6月22日教規程第26号)

この規程は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙様式

寄 宿 料 徴 収 猶 予 願

令和 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学・学籍番号 番
学 部 学 科

氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、寄
宿料の徴収猶予を受けたくお願いいたします。

記

- 1 徴収猶予期限 令和 年 月 日まで
- 2 徴 収 猶 予 額 円
- 3 徴収猶予の理由 (詳細に記入のこと)

別紙様式

寄 宿 料 徴 収 猶 予 許 可 書

令和 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学 科
氏 名

さきに願出のあった寄送料徴収猶予につき、下記によりこれを許可する。

記

1 徴収猶予期限 令和 年 月 日まで

2 徴収猶予額 円

東京農工大学長

印